

令和6年度調布市立第三小学校における学校経営方針について

はじめに

令和6年度の学校経営方針は、学習指導要領や東京都教育委員会及び、調布市教育委員会の基本方針並びに、教育課程編成の重点方針を踏まえ、本校の児童の実態や学校状況等を考慮し作成することとする。現在の本校の課題は、子どもが主体となる学校づくりである。子ども自身が学ぶ意義を自覚し、自分たちで学びを充実することができる学び方を身に付ける必要があると考える。また、子どもが主体となる授業づくりや活動にこだわる教職員の存在が必要である。更に、地域と共にある学校づくりを推進するためには、地域の声に耳を傾けるとともに、持続可能な活動を追究する熟議等の場が必要と考える現状がある。

このような現状を踏まえた上で、本校の子どもたちにとっては、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると考え。そのために学校は、一人一人の児童が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら学び生きる力を身に付けられるように働きかけていくことが大切であると考え。この教育の実現を図るためのスローガンとして「子どもが主語に・教員のがんばり・地域と共に」を掲げ、以下の取組を行っていく。

第一に「子どもが主語に」を実現するためには、学校の学びの主体は児童であり、子ども第一主義を徹底することが重要であると捉える。学校の主体である児童が、主体的・対話的で深い学びができる授業改善を図ることが必要と考える。授業改善の手段として教科担任制を取り入れ、教員の専門性を高める。教員の専門性が高まれば授業改善が図られ、児童の学力向上につながる。教科担任制は、多面的な児童理解を図ることができるとともに、小中連携教育の推進を図ることができると考える。更に、学年担任性を取り入れることで、学年全部の児童を学年全員の教職員でみることで児童のよい点や課題点も把握することができ、全児童の円滑な学校生活を限りなく実現することができると捉えている。

第二の「教職員のがんばり」では、学年・教科担任制の更なる推進を図ることや学習者用端末の利活用の充実を図ることで、教職員の専門性を高めることができると考える。教職員の専門性を向上させる機会の充実を学校内だけでなく、OFF - JT の推進を図ることで教員の向上心を高め、児童に還元することや教職員の人材育成を推進することにつなげる。

第三の「地域と共に」を推進するためには、学校運営協議会の充実や地域学校協働本部の活性化を図る必要がある。また、既存の地域組織への協力体制の充実を図ることやPTAの在り方を円滑にすすめることができる学校体制の在り方を検討・協議する必要があると考える。

1 学校目標

学校教育目標

- 情操豊かな子ども : 思いやりの心を持ち、自他ともに愛せる子ども「自己肯定感・他者肯定感」
- 自主的に学ぶ子ども : 自ら課題を設定し、学び続ける子ども「課題設定・解決力」
- 明るく健康な子ども : 楽しみながら運動し、健やかな心身をつくる子ども「心身の健康増進力」

2 学校経営方針のスローガン

子どもが主語に・教職員のがんばり・地域と共に ～子どもの未来に希望をつなぐ共育の推進～

3 学校経営方針

(1) 子どもが主語に

① 豊かな心の育成

ア 人権教育及び、道徳教育の推進

- a 調布市教育委員会人権教育推進委員会や人権教育プログラムにおける人権教育の理念等を教職員が理解し、学校生活の日常的な取組の中で児童に人権意識を醸成できるようにする。
 - b 道徳科の授業を要とし、各教科等における全教育活動をとおして道徳教育を推進する。
 - c 学年担当の教員による全クラスの道徳授業の交換授業を行い、考え議論しながら自我関与に重点をおいた授業展開を行う。
- イ いのちと心の教育月間の充実
- a 12月のいのちと心の教育月間では、全学年で「いのちの授業を」の公開授業を行い、保護者への生命尊重の理念の啓発と、児童への心情の育成をする。
- ウ 豊かな体験活動の充実
- a 学校行事等における豊かな体験活動や集団活動をとおして、児童に成就感や達成感を味わわせ、自己肯定感や自尊感情を高める。
 - b 生活科や総合的な学習の時間における校外学習や出前授業等をとおした直接体験をとおして、本物にふれる授業から学ぶ意義や創造的な思考を育む。
- エ 命の安全教育の推進
- a 性暴力等から自分の身を守るための学びを7月と12月の校長講話を中心に行う。
 - b 7月と12月に服務事故未然防止研修を実施し、教職員に服務規律の徹底を図る。

② 確かな学力の育成

- ア 学年・教科担任制による授業改善の推進
- a 全学年による学年・教科担任制を実施し、教科担当の専門性を向上させることで授業改善を行い、児童の学力向上を図る。
 - b 校内研究は教科担任制を生かし、教科分科会による児童の学び方等の研究を通して、児童が主体的になる授業改善を図る。
 - c 学習目標の達成をより効果的に達成することができるようにするために、学年の状況を十分に考慮した上で学年クラスを解体し、「学びのグループ」と称したクラスに再編成する機会を設けることを検討していく。
- イ 学習者用端末を利活用した個別最適な学びや協働的な学びの推進
- a 児童が主体的に課題を解決することや、児童相互の意見等を交流することで自己の考えを深め、広げることを活発にするために、学習者用端末を効果的に利活用する。
 - b 算数科については、学習者用端末を利活用しながら習熟度別や少人数による指導を充実させ、児童の主体的・対話的で深い学びを推進する。
- ウ 生活科・総合的な学習の時間を軸としたカリキュラム・マネジメントの推進
- a 地域コーディネーターと連携し、地域資源や人材を活用した学習内容を推進する。
 - b 校外学習や出前授業等において保護者等が参加しやすい仕組みをつくり、保護者が児童の様子や学習活動の理解を図りながら保護者同士の交流も図ることができるようにする。
- エ 批判的思考力（クリティカル・シンキング）の素地を育成する学習活動の推進
- a 6年生の総合的な学習の時間における「新しい時代を生き抜こう～6年生として今、できること～」に、プラムシステムズ株式会社による出前授業を実施し、問題解決に必要な知識や技能等を学ぶとともに、批判的思考力（クリティカル・シンキング）の素地を養う。

③ 健やかな体の育成

- ア 体育専科等による授業の充実
- a 体育専科による専門的な授業の充実を図るとともに、体育科を担当する教員との教科研究を生かした授業を推進する。
- イ マラソン旬間や縄跳び旬間等による体力向上の充実
- a 毎週火曜日に設定しているロング昼休みや、マラソン旬間、縄跳び旬間等をとおした業間における体を動かす取組の充実を図る。
- ウ 給食指導における食育活動等の推進
- a 給食指導を通して、栄養士や学年教員による食に関する認識を深める働きかけを充実し、子どもの意識を高める。
 - b 毎日の給食指導において、食物アレルギーの未然防止の取組を徹底し、食の安全を保障する。
 - c 年に1回の保護者との食物アレルギー対策委員会との面談を通して、対象児童の安全な環境整

備の情報共有を図る。

- d HPの「今日の献立」におけるメニューの写真掲載やの給食だよりによる保護者への食育の啓発を図り、食に関する意識を高める。

④ 生活指導の充実

ア 安全・安心な学校生活の推進

- a 子どもの抱える課題の多様化・複雑化に対して、生徒指導提要の内容を踏まえ、児童が自主的・自発的に自らを発達させていく発達支援的生徒指導の側面に重点を置いた指導の充実を図る。
- b 児童に関わるルール等の制定や見直しの過程に可能な限り児童が関与することができるよう「子どもの声」を大切にされた教育活動を展開する。

イ いじめ防止等の充実

- a 第三小学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進する。
- b いじめの対応には、学校いじめ対策委員会を中心とした対策を迅速かつ丁寧に行う。
- c いじめ防止研修について生活指導主任を中心に年2回実施する。

ウ 校内教育支援センター別室（ケヤッキールーム）等による不登校支援の充実

- a 校内教育センター別室をケヤッキールームとして、不登校児童の居場所となるよう地域学校協働本部の協力を得て、地域資源や人的支援を整える。
- b 教科担任制を活用し、授業が受けられる教科を選択し、参加するように柔軟な対応ですすめる。

⑤ 特別支援教育の充実

ア 組織的な校内委員会の推進

- a 特別支援教育コーディネーターを中心とした情報共有や行動連携を行い、組織的な校内体制を推進する。
- b 定期的な校内委員会の開催と機動的なケース会議の実施を融合し、迅速かつ適正な対応を行う。

イ 校内通級教室巡回指導教員やSC等との連携充実

- a 特別な支援が必要な児童への人的な支援の充実を図るために、巡回指導教員との連携やスクールカウンセラー、スクールサポーター、副校長補佐、特別支援教室専門員、低学年算数少数数指導講師、学習支援員、エデュケーション・アシスタントとの情報連携や行動連携の充実を図る。

ウ ケース検討カードを活用した機動的なケース会議の運営

- a 生活指導的、特別支援的、不登校支援的な対応が生じた場合には、ケース検討カードを活用し、校内に情報共有を迅速かつ確実に図る。
- b 不登校児童の未然防止を図るために、不登校傾向（欠席13日以上）にある児童には、スクリーニングを施し、客観的な見解を踏まえた対応を行う。
- c 機動的にケース会議を行い、緊急性のある支援対象の児童への支援方針を立て、組織的且つ継続的な体制整備を整える。

(2) 教職員のがんばり

① 教員の専門性の向上

ア 教科担当の研究による授業改善の推進

- a 校内研究は、教科担任制における教科担当の専門性を高める研究に取り組み、授業改善を推進する。
- b 教科分科会における研究協議会を年4回と、自己申告の授業観察における板書型指導案による授業実践を通して自己の専門性を高める。

イ 教員の専門性を生かしたOJT研修の充実

- a 若手教員への指導力向上を図るミニ研修を主任教諭等が実施し、人材育成を推進する。

ウ 学校内外における教員研修機会の充実

- a 校内研究や研修を充実させることはもちろん、OFF-JT研修の機会を年1回設定し、各自の専門性の向上を図る。

(3) 地域と共に

① コミュニティ・スクールの推進

ア 学校経営方針の円滑な推進のための検討・協議

- a 学校経営方針の具現化に向けた学校運営協議会を定期的に実施し、円滑な推進を図る。

- b 学校運営協議会では熟議を通して建設的な話し合いを行い、実現可能な提案を整える。
- イ 学校運営協議会と地域学校協働本部との一体的な活動の推進
 - a 学校運営協議会での提案の具現化を図る取組を、地域コーディネーターと連携し、具現化を図る。
- ウ ケヤッキーとのだんらんの充実
 - a 学校運営協議会委員や教職員と保護者や地域等の方々との理解促進を図るための話し合いの場を、年2回設ける。

② P T A・地域活動の推進

- ア 三小ガイドの周知徹底
 - a 本校の主な教育活動について「学習」「生活」「その他」の項目で18の教育内容を提示し、理解の促進を図る。
- イ 学校支援に保護者が参加しやすい体制づくり
 - a 生活科や総合的な学習の時間等への保護者がしやすい取組内容を各学年が検討し、保護者交流も図ることができる活動とする。
- ウ 保護者ボランティア等の連携充実
 - a 保護者ボランティアの活動が充実するよう学校との連携の充実を図る。
- エ 地域行事への協力体制の推進
 - a 健全育成委員会等との連携を充実させ、地域行事を充実させられるよう教職員の協力体制を構築する。
- オ 関係機関等との連携の充実
 - a 調布市教育委員会指導室や特別支援教育課、多摩児童相談所、子ども家庭支援センターすこかや等との連携を密にし、子ども支援の充実が図られるようにする。